

鳥取県公報

平成 22 年 8 月 10 日 (火) 第 8 2 1 8 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	第10次鳥獣保護事業計画の変更(487)(公園自然課鳥取県ニホンジカ保護管理計画の決定(488)(〃)特定鳥獣の狩猟期間の延長(2件)(489・490)(〃特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除(491)(〃)・特定鳥獣の猟法の禁止の解除(492)(〃)・・・・保安林の指定の解除予定(493)(森林・林業総室)指定居宅サービス事業者の指定(494)(中部総合事指定居宅介護支援事業者の指定(495)(〃)・・・指定介護予防サービス事業者の指定(496)(〃)・貸付金の元利償還金の収納の事務の委託(497)(参	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公	告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者	
	公	告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者採石業務管理者試験の実施(治山砂防課)・・・・	音の認定 (産業振興総室)・・・・・5

告示

鳥取県告示第487号

平成19年3月30日付鳥取県告示第300号 (第10次鳥獣保護事業計画について) により告示した第10次鳥獣保護事業計画の変更を行ったので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

(「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第488号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、鳥取県ニホンジカ保護管理計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

(「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第489号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり 特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成22年11月1日から同月14日までの日、平成23年2月16日から同月28日までの日、 同年11月1日から同月14日までの日及び平成24年2月16日から同月29日までの日

鳥取県告示第490号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり 特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成24年2月29日

鳥取県告示第491号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定に基づき、次のとおり 特定鳥獣の捕獲等の数の制限を解除する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等の数の制限を解除する期間 平成22年8月10日から平成24年3月31日
- 4 解除後の捕獲等の数の制限 制限無し

鳥取県告示第492号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項の規定に基づき、次のとおり 特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する特定鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 平成22年8月10日から平成24年3月31日
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな (輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。) を使用する 方法

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定 により告示する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 鳥取市福部町湯山字台山2104の3、2104の4
- 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏 名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中部	アロハデイサービス	東伯郡湯梨浜町水下	平成22年8月4日	通所介護
福祉会	センターあずま園	166 — 1		

鳥取県告示第495号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 作

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中部福祉会	アロハ居宅介護支援センター	東伯郡湯梨浜町水下166-1	平成22年8月4日
	あずま園		

鳥取県告示第496号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 作

事業者の名称又は氏 名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中部	アロハデイサービス	東伯郡湯梨浜町水下	平成22年8月4日	介護予防通所介護
福祉会	センターあずま園	166 — 1		

鳥取県告示第497号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金(奨学生決定番号4070222、4050158、4080036、4080153、4070166、4090027、4040067、4020057、4010089、4020100、4020105、4050084、4070127、4070229、4080111、4110018、4060110、4100023、4100198、3630221、4020119、4010116、4030118、4050152、4080004、4100103、3620062、4050110、4060260、3621012、4020095、4060196、4040181、4050052、4080007、4070081、4120074、4090150、4120032、4060168、4060140、4130119、4040188、4030176、4060211、4050096、4130183、4010082、4100099、4100102、4030110、4060138、4040127、4030115、3620151、4110072、4060078、4130253、4130048、4090151、4080095、4090184、4110143、4050175、4020151、3630034、4010044、3630110、4010193、4020237、4020146、4040148、4070178、3620172、4130202、4110176)及び鳥取県育英奨学資金(奨学生決定番号4151203、4141119、4141149、357022、4141102、4141109、4161016、4161168、4141130、4171642、4191365、413067、4151127、4161257、4151256)

3 委託期間

平成22年6月30日から平成23年3月18日まで

<u>公</u> 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
いなば和紙協業組合	鳥取市青谷町河原350-1	採光ブラインド	和紙を使用した採光ブライン
代表理事 房安 光		(和紙タイプ)	F
株式会社ジーアイシー	倉吉市東巌城町125	簡易観測情報配	積雪、水位等を自動計測し、
代表取締役 桜井 博幸		信システム「か	当該計測によるデータを集積
		んそくん」	し、及び表示するシステム

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第39回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成22年10月8日(金)午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。)	
イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生	Eず 2 時間
る湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置	[[2 時間
関する技術的な事項	

3 受験申込手続

受験願書(写真(縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。以下「カ ラー写真」という。)とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び 年齢を記載したもの)を添付すること。)及び受験票(カラー写真をはり付けること。)を、平成22年8月13 日(金)から同年9月10日(金)までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下 「信書便」という。)により提出する場合は、平成22年9月10日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消 印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手をはり付けること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければなら ない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場 合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送す る。
- (2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局又は県土整備部治山砂防課に問い合わせること。